

総務産業常任委員会報告

総務産業常任委員会の報告を行います。

去る9月3日の本会議において、付託されました案件について、9月5日、委員全員出席のもと、委員会を開催しました。

当局に、関係職員の出席を求め、慎重に審査した経過と結果を、ご報告いたします。

付託されました案件は、条例制定5件です。

審査は、関係課に説明を求め、その後、質疑・採決を行いました。

「議案第77号 上野原市手数料条例の一部を改正する条例制定について」は、地方公共団体の手数料の基準に関する政令の一部改正に伴い改正するもので、消費税率の引き上げに伴い、特定屋外タンク貯蔵所の設置許可申請に係る審査の手数料が改正されたため、条例の一部を改めるものです。

委員からの、当市には該当となるタンクの設置はあるのか、という質問については、このタンクについては、石油コンビナート等があるような地域に設置する大規模なものであるため当市には無いが、条例としては改正しておく必要があるとの説明がありました。

次に、「議案第68号 上野原市職員給与条例の一部を改正する条例制定について」は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正により、条文の一部削除・修正を行うものです。

「議案第69号 上野原市印鑑条例の一部を改正する条例制定について」は、住民票等に旧姓の併記が可能となるよう、住民基本台帳法施行令等の一部改正が行われたことにより、これに準拠する印鑑条例の一部を改正するものです。

「議案第70号 上野原市税条例の一部を改正する条例制定について」は、山梨県における身体障害者等のための自動車税の減免制度見直しに伴い、軽自動車税についても減免規定に関する改正を行うもので、減免対象車両の所有者要件を拡大し、常時介護者運転における世帯要件を見直すとのことです。

「議案第76号 上野原駅南口駅前広場条例の一部を改正する条例制定について」は、上野原駅周辺整備事業の換地処分に伴い、地番を改めるものです。

委員からの、上野原駅周辺整備事業が完了し、解散するのはいつか、という質問については、今年度末に解散する予定とのことです。

次に、議員間討議を行いました。委員からは、先日の閉会中の視察における秋山マス釣場について、消防法上の課題においては解決の糸口が見えてきたところであるが、指定管理者の意向も確認しながら、今後の動向を注視していくべきとの意見が出されました。

以上、当局提出の5案件について採決した結果、いずれも全会一致で、原案どおり可決すべきものと決定しました。

また、審査終了後、所管事務調査として、「荻野用水路災害復旧工事について」、現地調査を行いました。

なお、委員から、有害鳥獣の対策について調査する必要があるという意見がありましたので、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上、総務産業常任委員会の報告といたします。